

F R P 複合容器再検査基準の廃止に係る異議申し立てについて

F R P 複合容器再検査基準（KHKS015）は、移動容器規格委員会において書面投票を実施し、廃止することが決議された。同基準は、高圧ガス保安協会の技術基準策定プロセスに従い、パブリックコメントを実施したところ、廃止に反対する意見が提出された。

本委員会は、同基準の廃止及び提出された意見に対する回答について審議を行い、同基準の廃止を決議すると共に意見を提出した者に対しその理由を付して回答を行った。

この結果、意見提出者より決議に反対する意見（異議申し立て）が別紙のとおり再提出された。

異議申し立てについては、以下のとおり実施することとしたい。

- ① 今回の決議については、書面投票で実施。
- ② 書面投票期間は14日間とする。

移動容器規格委員会で審議された結果を拝見させていただきました。

「決議に異議あり」として、次のいずれかを再審議いただきたく、ご検討お願い申し上げます。

A案・・・現行法に適合する新FRP容器再検査基準を定め、現FRP容器再検査基準は廃止する。

B案・・・現FRP容器再検査基準を現行法に適合するよう見直す。

上記2案の審議を改めてお願いするに至った理由（及び疑問点）については、次のとおりです。

理由1： 容器則及び容器細則告示では文章だけであり、実際の検査所及び検査員の教本とすることはできません。

FRP容器再検査基準の発行当時、当該容器の再検査はKHK指定再検査所でKHK殿立会（もしくはデータ提出による監視）の下、容器の保全が確保されていた他の容器にはない経緯をもつ容器であり、平成10年6月26日付け／通商産業省環境立地局保安課発／事務連絡により、現在では一般の容器再検査所でも、当該容器の再検査は認められるようになっていきます。しかしながら、許容傷深さ、層間はく離、化学的損傷の影響等々FRP容器には他の容器にない特有の再検査判定基準が存在し、その評価方法、判定基準を写真等で詳細に示していたFRP容器再検査基準は、FRP容器の再検査品質を維持し、同容器の安全を確保する上で必要不可欠と考えます。

理由2： 廃止決議されたFRP容器再検査基準と、自主基準改正が決議された継目なし容器の区別の理由が理解できません。

今回FRP容器再検査基準が廃止される理由に、容器則及び容器則細目告示に記載されたことが挙げられています。しかしながら、同様に法令に容器再検査の基準が示されている次の容器は、廃止されずに従前どおりKHK自主基準が改正・維持・整備されるのでしょうか？

- ・KHK S 0152(2003)アルミニウム合金製一般継目なし容器再検査基準
- ・KHK S 0151(2002)空気呼吸器用継目なし容器再検査基準

また、見直しが審議されているKHK S 0151(2002)空気呼吸器用継ぎ目なし容器検査基準ですが、いまや空気呼吸器用の空気源にはFRP容器の採用が年々増加し、FRP容器の再検査基準の必要性は同基準が発行された当時以上に高まっています。

理由3： 平成10年6月26日付けの文書ではKHK S 016を引用しており、廃止されることによって、何を基準とすればよいのか分からなくなると思われます。廃止となっても本基準の有効性はあるのでしょうか。

以上